



基労保発第1121001号
平成15年11月21日

財団法人 労災保険情報センター
専務理事 永田 秀穂 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務室長

財団法人労災保険情報センターに設置する労災行政情報管理システム
端末設備運用管理要領の改定について

今般、二次健康診断等給付システムが運用開始したこと等に伴い、貴センター地方事務所における端末設備の管理・運営及びデータ保護を目的とした「財団法人労災保険情報センターに設置する労災行政情報管理システム端末設備運用管理要領」を別添のとおり改定することとしたので、取扱いに遺漏なきを期されたい。

なお、当該運用管理要領は、「財団法人労災保険情報センター地方事務所における端末装置の管理・運営要領」の内容を盛り込んだ形で改定したので、この管理・運営要領についても廃止することとする。

(財)労災保険情報センターに設置する労災行政情報管理システム端末設備運用管理要領

第1章 目的

この要領は、財団法人労災保険情報センター地方事務所（以下「地方事務所」という。）に設置する労災行政情報管理システムの端末設備等の運用管理に関する事項を定め、端末設備等の適正な運用管理の徹底及び効率的な機械処理業務の推進を図るとともに、端末装置を操作することにより得られた個人情報を保護することを目的とする。

第2章 労働保険ネットワークシステム

1 労働保険ネットワークシステムの構成

(1) 労働保険ネットワークシステム

労働保険ネットワークシステムは、厚生労働省に設置しているセンター設備、通信回線網及び地方事務所等に設置している端末設備から構成され、厚生労働省に設置している業務処理用コンピュータ（以下「HOST」という。）の中央設備と接続し、各種データの送受信を行う。

以上の概念図を図2に示す。

(2) センター設備

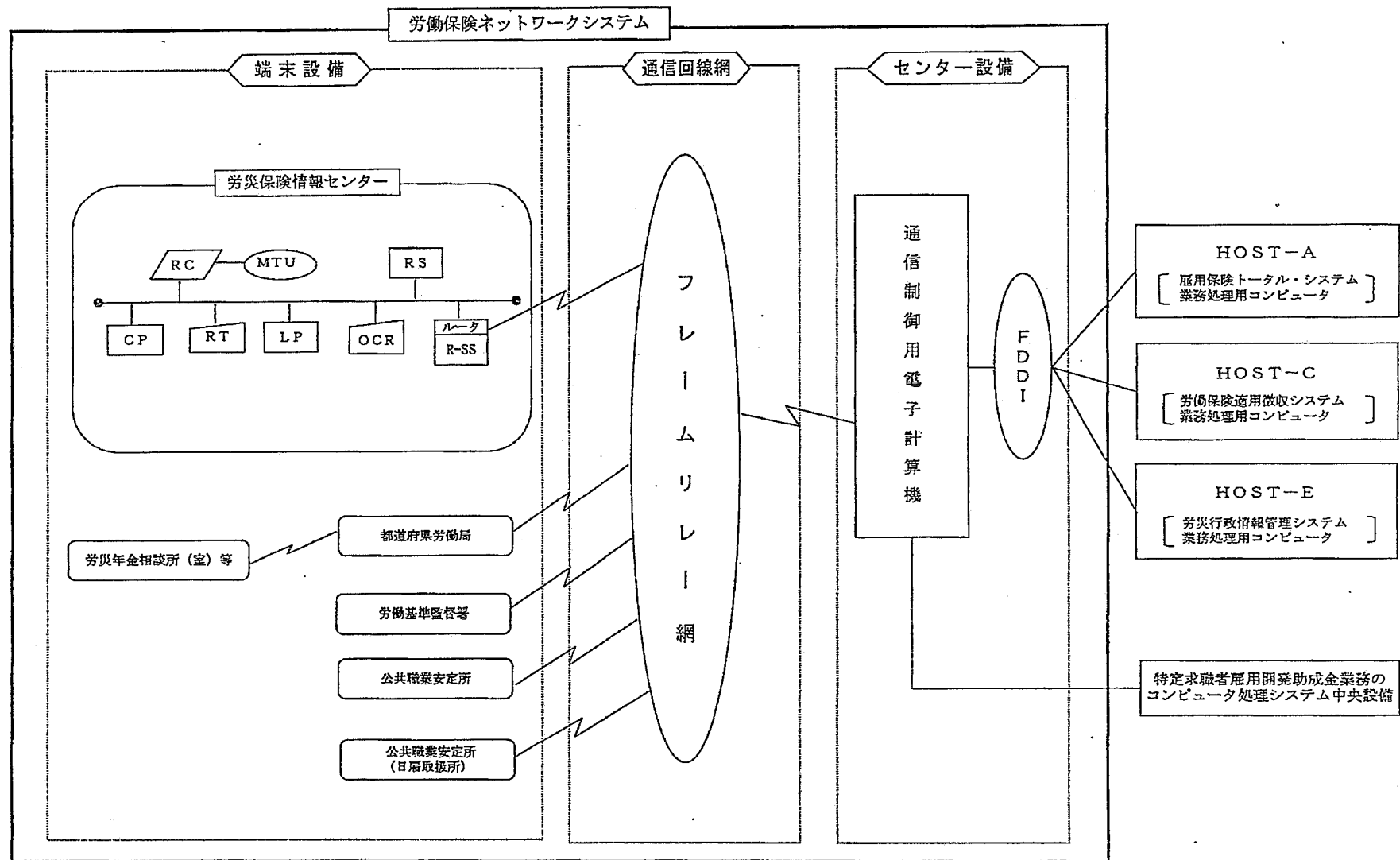
センター設備とは、厚生労働省に設置している通信制御用電子計算機（以下「FEP」という。）及びFEPとHOSTとを接続する高速光LAN回線（以下「FDDI」という。）をいう。FEPは端末設備とHOST間のデータ交換及びデータ集配信をFDDI及び通信回線網を介して行う。

(3) 通信回線網

通信回線網とは、フレームリレー網をいう。センター設備と地方事務所に設置する端末設備との間はフレームリレー網を利用して各種データの送受信を行う。

(4) 端末設備

端末設備とは、地方事務所に設置している端末装置、通信関係機器及び通信回線（LAN回線等）をいう。



R-SS : RIC用システムサーバ
 OCR : OCR窓口装置
 LP : ラインプリンタ
 CP : 共用レーザプリンタ
 RT : 労災検索処理装置
 RS : RICサーバ
 RC : RICサーバ専用コンソール
 MTU : オープンリール磁気テープユニット
 FDDI : 高速光LAN回線

図2 労働保険ネットワークシステム概念図

2 端末設備の設置

労災診療費点検業務等委託要綱及び厚生労働省と株式会社NTTデータ（以下「NTTデータ」という。）との間で定めるデータ通信サービス契約約款に基づき、端末設備を地方事務所に国が設置し、当該端末設備の運用管理及び運用については、財団法人労災保険情報センター（以下「情報センター」という。）が行うこととする。

3 費用の負担

端末設備の設置、移設及び撤去に伴う費用（取付工事費を除く。）及び回線使用料等（消耗品、電気料を除く。）は、国が負担するものとする。

ただし、端末設備及びその付属機器の亡失又はき損が、故意又は注意を怠ったために生じたときは、情報センターがその補充又は工事に要する費用を負担するものとする。

4 端末設備の名称及び機能

端末設備（端末装置、通信関係機器及び通信回線）の名称及び機能を以下に示す。

(1) 端末装置

名 称		機 能
入 出 力 装 置	R I C用システムサーバ (R-SS : Ric-System Server)	・通信回線網を介したF E Pとのデータの送受信 ・各種入出力装置の制御及びデータの送受信
	OCR窓口装置 (OCR : Optical Character Reader)	・各種帳票に記入された手書き文字及び印字文字の読み取り ・データのキーボード入力 ・バーコードによるデータ入力 ・各種帳票の出力 ・H O S Tのデータベース検索
	ラインプリンタ (LP : Line Printer)	・配信電文等の連続用紙への高速出力
	共用レーザプリンタ (CP : Common Laser Printer)	・検索結果等の単票への出力
	労災検索処理装置 (RT : Rousai Terminal)	・H O S Tのデータベース検索
	R I Cサーバ (RS : Ric Server)	・診療費電子レセプトデータの保有 ・R Cからの入力データのチェック ・配信データの収納 ・C Pの制御 ・M TからM Oへの媒体変換処理
	R I Cサーバ専用コンソール (RC : Ricserver Console)	・診療費電子レセプトデータの読み取り ・データのキーボード入力 ・R Sのデータベース検索、印書処理、診療費電子レセプトデータの受付指示 ・M TからM Oへの媒体変換処理
	オープンリール磁気テープユニット (MTU : Magnetic Tape Unite)	・情報交換用磁気テープに記録された診療費電子レセプトデータの読み取り

(2) 通信関係機器

名 称	機 能
集線装置 (ハブ：HUB)	・ LAN回線の中心に位置し、複数の通信回線を互いに接続する。
LAN回線装置 (ルータ：Router)	・ フレームリレー回線を介してLANに接続された各機器にデータを振り向ける。
デジタル回線終端装置 (DSU：Digital Service Unit)	・ デジタル回線と端末装置間の信号の変換や接続を行う。

(3) 通信回線

名 称	機 能
LAN回線	・ 端末装置等を互いに接続する。 ・ 伝送路を共有しているため、プリンタの共用やデータ送受信の高速化を可能としている。

第3章 運用管理

1 運用管理責任者

情報センターは地方事務所に端末設備の運用管理に係る責任者（以下「運用管理責任者」という。）を定めること。

2 運用管理責任者の実施事項

運用管理責任者は、端末設備を常時最良の状態で使用できるように、また、端末設備が効率的に運用されるように配慮し、次の事項を実施すること。

- (1) 端末設備の管理に関する事項
- (2) 操作カードの管理・保管に関する事項
- (3) R T のパスワードの管理に関する事項
- (4) 端末設備の運用に係る指導に関する事項
- (5) 保守作業の日程調整に関する事項
- (6) 保守の記録に関する事項
- (7) 端末設備の移設等に関する事項
- (8) 端末設備の故障の把握に関する事項

3 連絡調整

端末設備の運用管理及び運用に関する連絡調整は、厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務室（以下「労災保険業務室」という。）と情報センターで行うこと。

また、地方事務所では、端末設備が常に最良の状態でも効率的に使用できるようNTTデータの保全担当部局と連携を保つものとする。

第4章 端末設備の管理

1 端末設備の管理

運用管理責任者及び地方事務所の職員（以下「職員」という。）は、次の事項に留意し、端末設備の管理の徹底を図ること。

- (1) 端末装置それぞれに管理担当者を定め、運用管理責任者はこれを把握すること。
- (2) 端末装置を操作する者については、職員のうち、運用管理責任者が必要と認めた者に限ること。
- (3) 職員は次の事項に留意すること。また、運用管理責任者は、職員に対し、その徹底を指導すること。
 - ア 端末装置の操作によって得られた情報を第三者に閲覧又は提供してはならない。
 - イ 端末装置の操作によって得られた情報を複写する場合には、労災保険業務室と協議しなければならない。
 - ウ 端末設備を事務所外へ持ち出してはならない。
 - エ 端末設備の改造、設定変更又は指示された装置以外の周辺機器の接続をしてはならない。
 - オ 端末装置のソフトウェア又はファイルの不正な改造、削除、変更をしてはならない。
 - カ 端末装置への市販ソフトウェア又はその他のソフトウェアのインストールをしてはならない。
 - キ 移設申請を必要とする端末設備について移設申請を行わない移設等をしてはならない。

2 操作カードの管理



3 パスワードの管理

R T起動時のパスワードの管理に際しては、部外者にパスワードが漏れることのないように十分注意すること。

なお、R Tについては鍵F Dを使用することによりパスワードを変更することができるが、パスワードの変更は運用管理責任者の指示なく行わないこと。さらに、鍵F Dの保管及びパスワードの管理については運用管理責任者が行うこと。

4 鍵の管理

R - S Sの鍵の管理及び保管については、運用管理責任者が行うこと。

R Tは機器の管理上、セキュリティワイヤーを設置することとしているが、その鍵の管理及び保管については運用管理責任者が行うこととし、運用上、R Tを移動させる場合には、運用管理責任者の指示の下に行うこと。

5 文書報告

端末設備について、紛失、改造等が発生した場合、情報センターは事実関係を調査し、労災保険業務室長あてに文書にて報告を行うこと。

第5章 端末設備の運用

1 運用時間帯

端末設備とセンター設備及びH O S Tとの間で通信回線網を介してデータの入出力を行う処理形態をオンライン処理といい、オンライン処理のうち端末装置から入力されたデータを通信回線網を介してセンター設備及びH O S Tで処理し、直ちに処理結果を端末装置に出力する処理形態をリアルタイム処理という。オンライン処理時間及びリアルタイム処理時間は表5のとおりである。

表5 オンライン処理時間及びリアルタイム処理時間

処理名等		時間帯
オンライン処理時間		午前9時00分～午後4時40分
リアルタイム	更新データ入力可能時間	午前9時00分～午後4時00分
処理	検索可能時間	午前9時00分～午後4時40分

なお、端末装置をローカル処理（タンキング処理、R Sの検索等）で使用する場合は、特に時間に定めなく使用することができる。

また、オンライン処理時間及びリアルタイム処理時間はあらかじめ連絡の上、変更する場合がある。

2 端末設備の運用

地方事務所における端末設備の運用については、「労災行政情報管理システム端末装置運用要領（労働局編）平成10年10月」及び「労働保険ネットワークシステム（労災行政情報管理システム、診療費電子レセプト処理システム）」（N T Tデータの端末装置操作説明書及びハンディガイド）により実施し、運用管理責任者及び職員は、端末設備の運用に関する事項及び端末設備の周辺の整理整頓に留意すること。

3 機械入力処理等の範囲

機械入力処理及び情報検索は、別添に掲げるものに限る。

4 機械入力・配信処理及び情報検索の方法

機械入力・配信処理及び情報検索の方法は、「労災保険業務機械処理事務手引（短期給付一元管理システム）」、「労災保険業務機械処理事務手引（診療費電子レセプト処理システム）」、「労災保険業務機械処理事務手引（アフターケアシステム）」及び「労災保険業務機械処理事務手引（二次健康診断等給付システム）」に基づいて行うものとする。

入力帳票

- (1) 労働者災害補償保険診療費請求書
検査に要した費用等請求書（指定医療機関用）
- (2) 診療費請求内訳書
- (3) 労働者災害補償保険薬剤費請求書
- (4) 薬剤費請求内訳書
- (5) 診療費・薬剤費レセプト追加帳票
- (6) エンドカード
- (7) 給付別項目修正帳票（局用）
- (8) 二次健康診断等給付請求書
- (9) 二次健康診断等費用請求書
- (10) 二次健康診断等費用請求内訳書
- (11) 二次健康診断等費用レセプト追加帳票
- (12) 二次健康診断等給付基本・請求情報修正帳票

情報検索

- (1) 短期給付情報検索（診療費・薬剤費のみ）
- (2) 指定医療機関別支払検索
- (3) 指定医療機関等検索
- (4) 労働保険番号台帳検索
- (5) 金融機関等検索
- (6) 電子レセプト情報検索
- (7) アフターケア給付情報検索
- (8) アフターケア委託費指定医療機関別検索
- (9) 二次健康診断等基本・請求情報検索
- (10) 二次健康診断等健診給付病院等情報検索
- (11) 適用台帳検索
- (12) 事務組合台帳検索
- (13) 労働保険番号検索
- (14) 継続一括台帳検索
- (15) 金融機関台帳検索

配信リスト

- (1) 診療費受付日報
- (2) 診療費チェックリスト（キャンセルリスト兼用）
- (3) 入力電文キャンセルリスト
- (4) 桁オーバーリスト
- (5) 継続データチェックリスト
- (6) 管轄局署変更リスト

- (7) 請求書取消結果リスト
- (8) 給付キー変更リスト
- (9) 処理区分変更リスト
- (10) 三者行為災害該当事案リスト
- (11) 診療費転帰後請求リスト
- (12) 診療費支出調書（国庫内移換用）
- (13) 労働者災害補償保険診療費支出決定通知書（国庫内移換用）
- (14) レセプト確認リスト
- (15) 再チェック用レセプト確認リスト
- (16) 審査終了データ電文キャンセルリスト
- (17) 診療費入力件数表（医療機関別）
- (18) 診療費電子レセプト請求書未入力一覧表
- (19) 二次健康診断等給付請求書処理結果一覧表
- (20) 二次健康診断等費用チェックリスト（キャンセルリスト兼用）
- (21) 二次健康診断等費用入力電文キャンセルリスト
- (22) 二次健康診断等費用請求書取消結果リスト
- (23) 労働者災害補償保険二次健康診断等費用支出決定通知書（国庫内移換用）
- (24) 二次健康診断等費用支出調書（国庫内移換用）
- (25) 二次健康診断等帳票別受付日報

第6章 端末設備の保守

1 保守作業を実施する者

端末設備の保守作業は、N T Tデータが行うが、運用管理責任者及び職員はこれに協力すること。

2 保守作業

(1) 定期保守作業

ア 実施時期

原則として業務の閑散期に端末設備の空き時間を利用して行うこととなっており、その実施に当たっては、事前にN T Tデータ各支社の保全担当から地方事務所に連絡が行われる。連絡を受けた運用管理責任者は、N T Tデータと保守作業を行う日程等について十分打ち合わせを行い、業務に支障を来さないように配慮すること。

イ 作業内容

- (ア) 端末装置等の点検及び確認
- (イ) 端末装置等の清掃
- (ウ) 部品の交換

(2) 随時保守作業

端末設備に異常が発生した場合には、その状況に応じ故障回復作業として随時保守作業が実施されるが、その対応については、「第8章 異常時の措置」により対処すること。

3 保守の記録

N T Tデータが保守作業を行った場合には、運用管理責任者は当該保守作業について、次の(1)及び(2)の事項を記録すること。また、故障修理の場合は、(3)から(8)の事項も記録すること。

- (1) 保守の種類
- (2) 保守を実施した年月日
- (3) 故障が発生した端末設備名
- (4) 故障内容
- (5) 故障発生日時
- (6) 故障回復日時
- (7) システム統制席に復旧依頼をしてから保守員が到着するまでの時間
- (8) 修理の種別（完全回復、応急処置、再修理の別）

※ 再修理とは前回の応急処置を補完して完全回復を行った場合をいい、併せて前回応急処置を行った年月日も記入すること。

なお、次頁に保守記録表の作成例を示す。

○ 保守記録表作成例

保 守 記 録

- 1 保守の種類 ☐ : 定期保守作業
☐ : 随時保守作業

2 保守を実施した年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 曜日)

3 故障修理の場合

ア 端末設備名 _____

イ 故障内容 _____

ウ 故障発生日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 曜日) _____ 時 _____ 分

エ 故障回復日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 曜日) _____ 時 _____ 分

オ システム統制席に復旧依頼をしてから保守員が到着するまでの時間
_____ 時間 _____ 分

- カ 修理の種別 ☐ : 完全回復
☐ : 応急処置
☐ : 再修理

(前回の修理年月日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日)

4 備 考 _____

第7章 端末設備の移設等

1 移設等の手続

事務所の移転等により端末設備の移設等を行う必要が生じた場合には、情報センターは次の事項に留意し、労災保険業務室長あて移設申請を行うこと。

(1) 移設等の報告

情報センターは、地方事務所の端末設備の移設等を行おうとするときは、当該地方事務所の管轄内の都道府県労働局労災補償課長に、地方事務所を通じてその旨を報告すること。

また、移設場所の選定に当たっては、「第9章 端末設備の設置環境」を参照すること。

なお、移設申請を必要とする移設等の事由としては、次のものがある。

ア 庁舎の建て替えによる同一建物外への移設

イ 機械室又は事務室の塗装等による一時的な撤去及び再取付

ウ 機械室又は事務室のレイアウト変更による同一建物内又は同一敷地内への移設

エ 端末装置の撤去

(2) 移設申請の対象となる端末装置

ア R I C用システムサーバ (R - S S)

イ O C R窓口装置 (O C R)

ウ ラインプリンタ (L P)

エ レーザプリンタ (C P)

オ 労災検索処理装置 (R T)

カ R I Cサーバ (R S)

キ R I Cサーバ専用コンソール (R C)

ク オープンリール磁気テープユニット (M T U)

ケ 通信関係機器

(3) 申請時期

移設申請は、工事等に必要の期間等を見込み、遅くとも表7に掲げる時期までに行うこと。

なお、何らかの理由により、表7に掲げる申請時期までに申請を行えない場合は、あらかじめ労災保険業務室にその旨の連絡を行うこと。

表7 移設申請書の申請時期

移設等の種類	申請の時期
① 一時的な撤去及び再取付 ② 同一建物内又は同一敷地内への移設 ③ 撤去	移設等を行おうとする日の2ヶ月前まで
④ 同一敷地外への移設	移設等を行おうとする日の3ヶ月前まで

(4) 申請方法

移設申請を行う際には、併せて次の事項について報告を行うこと。

ア 地方事務所名

イ 端末番号

ウ 移設等を行う端末設備の名称及び台数

- エ 移設等の事由
- オ 現在の設置場所の所在地及び電話番号
- カ 移設予定場所の所在地及び電話番号
- キ 移設等の予定年月日
- ク 事務所平面図（移設前・移設後）
- ケ 運用管理責任者の氏名

なお、移設申請時の申請書様式の例を次頁に示す。

(5) 移設の承認

労災保険業務室は移設申請に基づき審査を行った結果、移設等が適当と認められた場合には、情報センターに対し承認の通知を行うとともに、以下の書類を送付する。

ア 検収調書

検収調書とは、移設等の作業が正しく行われたかを確認するための調書であり、情報センターは、移設等が終了した後１０日以内に、該当項目に記入・押印の上、労災保険業務室へ返送すること。

イ 操作カード配付状況確認表

端末装置の撤去を行う場合にのみ送付することとし、情報センターは、撤去が終了した後１０日以内に、該当項目に記入の上、労災保険業務室へ返送すること。

様式例（記入例を含む。）

端 末 設 備 移 設 申 請 書

平成○年○月○日

厚生労働省労働基準局

労災補償部労災保険業務室長 殿

（財）労災保険情報センター

専務理事 ○○○○

○○○○に伴う端末設備の移設等について

○○○○に伴い、端末設備を□□する必要があるため、別紙により移設申請いたしますので、
よろしくお取り計らい願います。

注）□□には、「移設」、「一時な撤去及び再取付」又は「撤去」の該当する事項を記入すること。

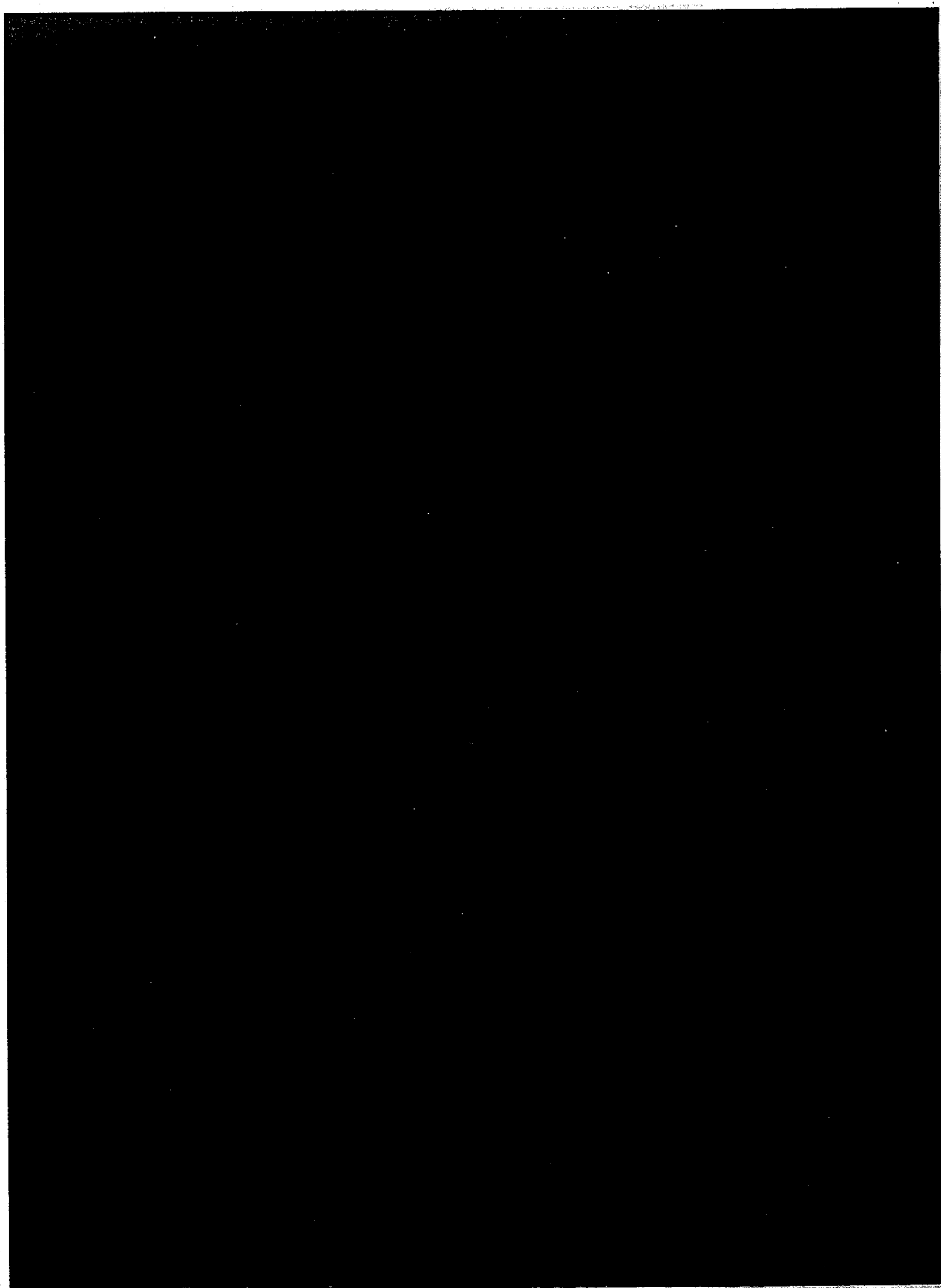
(別紙)

端末設備移設申請書

地 方 事 務 所 名	財団法人労災保険情報センター 〇〇事務所
端 末 番 号	200000
移設等を行う端末設備の 名 称 及 び 台 数	R - S S 台 O C R 台 L P 台 C P 台 R T 台 R S 台 R C 台 M T U 台 通信関係機器 式
移 設 等 の 事 由	具体的に記入する
現在の設置場所の所在地 及 び 電 話 番 号	〇〇県〇〇市〇〇町1-2 TEL ×××-×××-××××
移設予定場所の所在地 及 び 電 話 番 号	〇〇県〇〇市〇〇町3-4 TEL ×××-×××-××××
移 設 等 の 予 定 年 月 日	平成〇年〇月〇日 (〇曜日)
事 務 所 平 面 図	別添のとおり (端末設備の移設予定場所を記入のこと)
運用管理責任者の氏名	〇〇 〇〇

(別添)

事務所平面図



2 移設等の作業

(1) 移設等工事の実地調査

端末設備の移設等を行う場合、提出された事務所平面図等に基づき、N T Tデータにより事前に実地調査が行われるので、運用管理責任者及び職員はこれに協力すること。

ア 移設等予定場所

イ 通信線及び電源等の配線予定箇所

ウ 電源コンセントの設置予定箇所

エ 接地線の予定箇所

オ 端末装置等の搬入予定経路

カ その他所要事項

(2) 移設予定場所の整備

端末設備の移設等を行う際に、設置予定場所の整備工事（電源工事等）が必要な場合は、「第9章 端末設備の設置環境」に示す環境条件及び整備条件を満たすよう十分配慮すること。

なお、整備について不明な点が生じた場合は、N T Tデータの保全担当に問い合わせること。

(3) 端末設備の設置、調整及び接続テスト

端末設備の設置、調整及び接続テストの作業はN T Tデータの保全担当が行うので、作業の具体的な日時等については、運用管理責任者がN T Tデータの保全担当と打ち合わせを行った上で決定すること。

第8章 異常時の措置

端末設備の運用中に異常が発生した場合の措置は、次のとおりとする。
なお、異常時の連絡先を表8に、また処理手順を図8にそれぞれ示す。

1 異常内容の確認・措置等

端末設備に異常が発生した場合は、次の確認・措置を行うこと。

- (1) 誤操作がないかの確認
- (2) 異常時における各種ランプ点灯に対する措置
- (3) メッセージ及びブザー鳴動に対する措置
- (4) 業務内容（配信内容等）に関する異常かどうかの確認

2 厚生労働省・システム統制席への連絡

(1) 厚生労働省への連絡

前記1の(4)の業務内容に関する異常の場合は、労災保険業務室短期給付係に問い合わせること。

(2) システム統制席への連絡

前記1の(1)、(2)及び(3)の措置を講じても、なお異常が継続する場合は、端末装置等の操作者は、運用管理責任者に連絡の上、システム統制席に故障の状況を告げ故障回復の依頼を行うこと。

また、システム統制席に依頼する場合は、必要に応じ次の項目の状況を把握し連絡すること。

ア 端末装置等のランプ点灯状態

イ メッセージ（画面のメッセージ欄及びジャーナル画面）の内容又は印字内容

ウ 異常発生時の操作状況

(3) システム統制席の業務

システム統制席は次の業務を行う。

ア FEP、端末装置等及び通信回線の運転監視

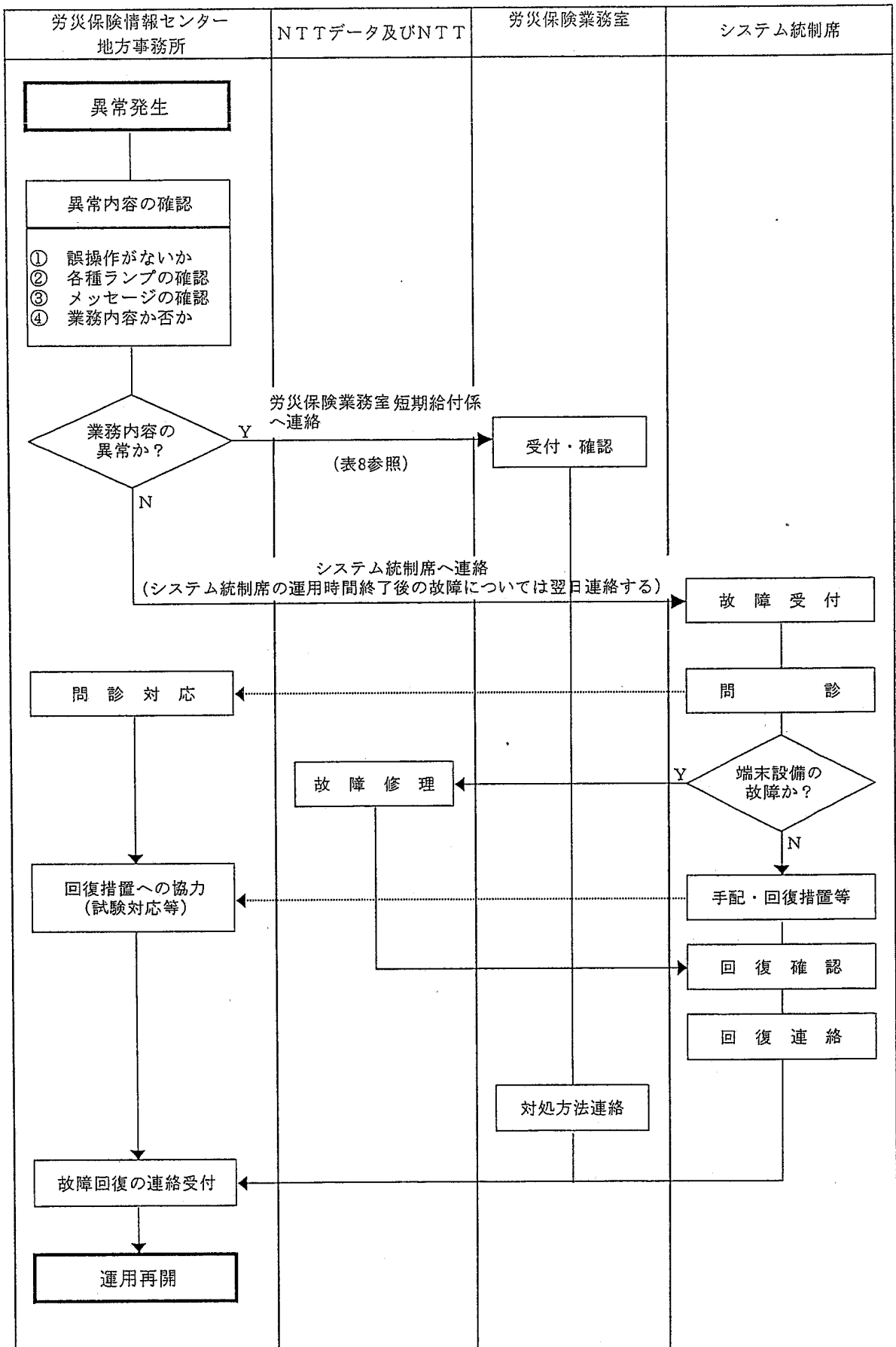
イ 端末設備の故障受付及び修理の手配

ウ 端末設備の操作に関する問い合わせに対する対応

表8 異常時の連絡先

異常の種類	連絡先	
端末設備の異常	システム統制席	████████████████████
業務処理の異常	労災保険業務室 短期給付係	03-3920-3311

図8 異常時の処理手順



3 故障回復作業

システム統制席に端末設備の故障回復依頼を行った結果、故障回復作業が必要な場合には、システム統制席より保全担当であるNTTデータ各支社に指示がされ、NTTデータ各支社の保全担当により故障回復作業が行われるので、運用管理責任者及び職員はこれに協力すること。

なお、状況に応じてシステム統制席から端末装置等の操作を依頼されることがあるので、その場合は協力すること。

また、故障回復作業が行われた場合には、NTTデータ各支社の保全担当から報告書が提出されるので、報告書を確認の上、作成した保守記録表と共に編綴・保管をすること。

4 システム統制席の運用時間

システム統制席の運用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

運用時間終了後の連絡については、緊急時を除き、原則として翌日に行うこと。

5 代行入力処理（診療費電子レセプト処理システムのみ）

長期間にわたり診療費電子レセプト処理システムの端末装置（RS、RC及びMTU）における電子媒体の処理が不可能となった場合には、労災保険業務室において電子媒体から審査用レセプト（代行）を印書するので、これにより点検・審査を行う（以下「代行入力処理」という。）。この処理を行う必要が生じた場合には、以下の手順に従って対処すること。

(1) 代行入力処理の流れ

代行入力処理の連絡等の流れを以下に示す。

ア 情報センターは、労災保険業務室に代行入力処理が必要な旨を連絡し、処理が必要な電子媒体を送付する。

イ 労災保険業務室は送付された電子媒体から審査用レセプト（代行）を印書し、情報センターに電子媒体とともに送付する。

ウ 情報センターは、審査用レセプト（代行）によりレセプトの点検業務を行い、端末装置の障害が復旧した段階で、通常と同様に代行入力処理を行った電子媒体の印書処理を行う。

(2) 連絡方法

代行入力処理の連絡を行う場合は、以下の事項について報告を行う。

ア 地方事務所名

イ 運用管理責任者の氏名

ウ 端末番号

エ 障害の状態等

オ 代行入力処理を行う電子媒体の種類及び数量等

なお、当該連絡については、速やかに対処する必要があることから、労災保険業務室へ電話連絡の上、次頁の様式例により申請を行うこと。

(3) 代行入力処理における注意事項

この処理は、点検・審査業務に支障を来さないための暫定的なものであり、当該レセプトデータのHOSTへの登記は行わないことから、代行入力処理で印書を行った審査用レセプトについては、審査終了後のOCR入力処理は行えない。

したがって、端末装置の故障が回復した後、あらためて地方事務所において当該電子媒体の処理を行い、HOSTへの登記を行うこと。

様式例（記入例を含む。）

代行入力処理申請書

平成○年○月○日

厚生労働省労働基準局

労災補償部労災保険業務室長 殿

（財）労災保険情報センター

専務理事 ○○○○

○○○○に伴う代行入力処理について

○○○○に伴い、代行入力処理を行う必要があるため、別紙により代行入力処理の申請を行いますので、よろしくお取り計らい願います。

(別紙)

代行入力処理申請書

地方事務所名	財団法人労災保険情報センター 〇〇事務所		
運用管理責任者の氏名	〇〇 〇〇		
端末番号	〇〇〇〇〇〇		
障害の状態等	具体的に記入すること。		
代行入力処理を行う電子媒体の種類及び数量等	1	医療機関名	
		種類及び数量	FD 枚 MO 枚 MT 本
	2	医療機関名	
		種類及び数量	FD 枚 MO 枚 MT 本
	3	医療機関名	
		種類及び数量	FD 枚 MO 枚 MT 本
	4	医療機関名	
		種類及び数量	FD 枚 MO 枚 MT 本
	5	医療機関名	
		種類及び数量	FD 枚 MO 枚 MT 本
備 考			

6 その他

この要領に定めのない事項については、情報センターは労災保険業務室と協議し、その指示に従うこと。

。

第9章 端末設備の設置環境

端末設備の設置場所を選定するに当たっては、事故や機能低下を防止するため、下記の環境条件及び整備要件を満たすこと。また、各端末装置の用途、使用の便を十分に考慮して決定すること。

1 設置場所の環境条件

設置場所の環境条件を表9-1に示す。

表9-1 端末設備の設置環境条件

項 目	条 件		備 考
設 置 場 所	一般事務室及び機械室		
温湿度条件	動 作 時	温度 5～32℃ 湿度 45～80%	・使用する記憶媒体の温湿度条件は、装置動作時の温湿度条件と同等である。 ・結露を防ぐため、装置設置場所の温度勾配は10℃/時以下とする。
	非動作時	温度 -10～50℃ 湿度 8～80%	
電 源 条 件	電 圧：商用AC 100V±10V 周 波 数：50/60Hz±1%（単相） 地絡電流：1mA/電源以下		

また、以下のことについても考慮すること。

- (1) 直射日光の当たる場所、放熱物の付近及び塵埃の多い場所は避けるか、適当な防護を設けること。
- (2) 床の振動により端末設備の移動又は誤動作を引き起こす恐れのある場所は避けるか、補強を施すこと。
- (3) 水害等を受ける恐れがある場合は、端末設備に被害が及ばないように設置場所を選定すること。

2 設置場所の整備要件

(1) 所要床面積

所要床面積は端末設備の設置台数、端末設備の種類別寸法（表9-2参照）及び設置スペース（図9参照）を勘案して算定すること。

また、操作スペース、トナーや用紙交換を行うための運用スペースも考慮すること。

(2) 床の強度

床は端末設備の重量に十分耐え得るよう床荷重900N/m²以上とすること（建築基準法で事務室の床荷重は900N/m²以上と定められている。）。

(3) 電源設備

ア 電源容量

分電盤（ノンヒューズ・ブレーカを含む。）の電源容量は、電源投入時の突入電流に耐えるため、端末装置の種類別所要電流値（表9-3）の3割増に相当する容量を見込むこと。

イ 電源系統

商用交流100Vを使用し、分電盤から端末装置等までの配線は、他の端末措置等と共用せず、それぞれ別系統とし、分電盤にそれぞれノンヒューズ・ブレーカ付きスイッチを設けること。

また、RTについては、一般電源からの供給が可能であるが、同一系統にコピー機器等電源ノイズを発生させるような装置が接続されている場合は、極力これを避けること。

なお、保守の電源及び通信関係機器については、配線を共用としても差し支えないこと。

ウ 電源コンセント

コンセント規格は、JIS C 8303に規定される差込プラグ接地型2極で、15 A／125 V用を使用すること。

なお、コンセントの設置位置は、機器の近くの床上30 cm以内とすること。

(4) 漏電警報機

消防法施行令第22条により、契約電流容量が50 Aを超える場合又は建築延べ面積が1000 m²以上である場合は、漏電火災警報機の設置が義務付けられているが、電力会社により細部条件が異なるので、最寄りの電力会社又は電気工事店に問合せの上、所要の整備を行うこと。

なお、端末装置等の漏洩電流（地絡電流）は1 mA以下である。

表9-2 端末設備の種類別寸法等

端末装置名		寸法			重量 (Kg)	騒音 (dB)	発熱 (Kcal)
		幅	奥行	高さ			
		(mm)	(mm)	(mm)			
R-SS		650	600	890	135	56	865
OCR	制御部	650	550	550	310	62	1,677
	ディスプレイ部	400	200	1,142			
	読取部	455	675	345			
	プリンタ部	455	940	700			
LP		685	930	1,100	170	58	1,118
ラック	CP	471	487	426	25	51	559
	RT	320	250	270	4	42	43
ラック	RS	248	460	490	22.5	190	190
	RC	197	487	435	15		170
	液晶ディスプレイ	388	199	344	7		100
	MTU	483	556	222	39		250
	CP	471	483	346	20.5		200
	UPS(RS)	140	375	450	18		50
	UPS(RC)	86	152	342	7.7		80
	操作カードリーダー	98	157	82	0.6		50
	5インチFDD	149	310	51	5		30
	3.5インチFDD	103	170	28	1		1.7
	MOD	122	207	50	1.1		9.5
ルータ		283.2	220.2	55.6	0.82	-	23.3
HUB	5ポート	99	54	21	0.17	-	3.3
DSU		72	88	22	5	-	10

表9-3 端末装置の種類別電源容量

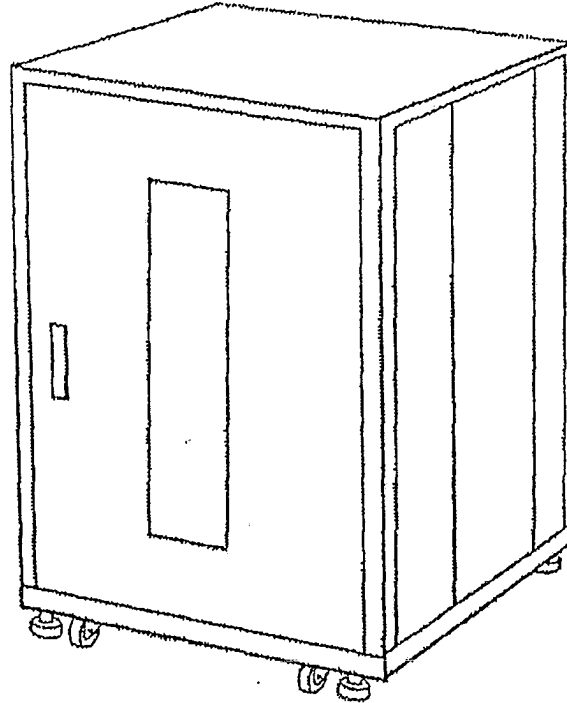
端末装置名	所要電流 (A)	最大消費電力 (KVA)	所要コンセント数 (A)
SS	10.0	1.0	2個
OCR	20.0	2.0	2個
LP	13.0	1.0	1個
CP	6.5	1.0	1個
RT	0.5	0.05	1個
RS	2.22	0.22	1個
RC	1.45	0.145	1個
MTU	3.0	0.3	1個
UPS(RS)	0.25	0.025	1個
UPS(RC)	0.17	0.017	1個
CP	7.2	0.72	1個

(注)コンセント規格は、JIS C8303に規定される差込プラグ接地型2極で、15A/125V用のものである。

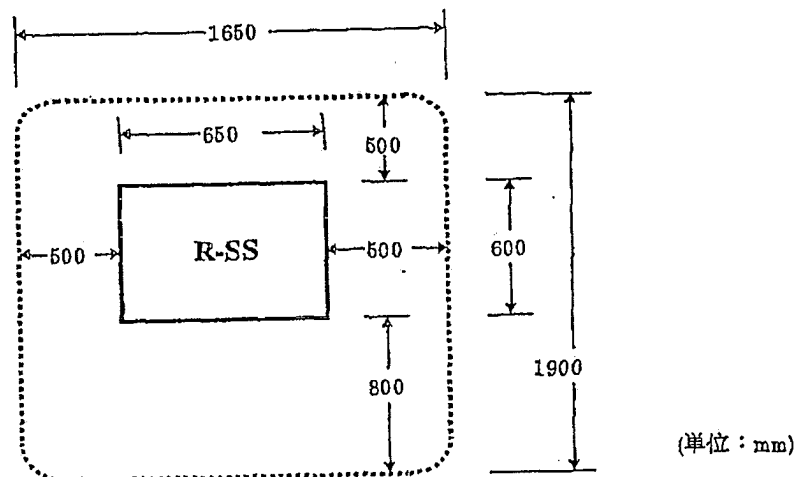
図 9 - 1 端末装置の外観及び設置時の所要スペース

1 R-SS

外 観



所要スペース

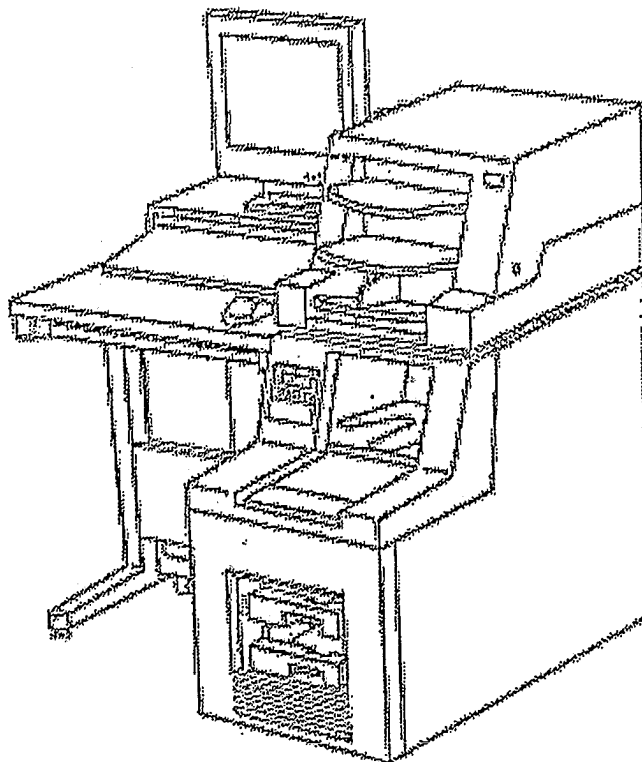


(注1) 高さは、890mm程度。
(注2) 重量は、135kg程度。

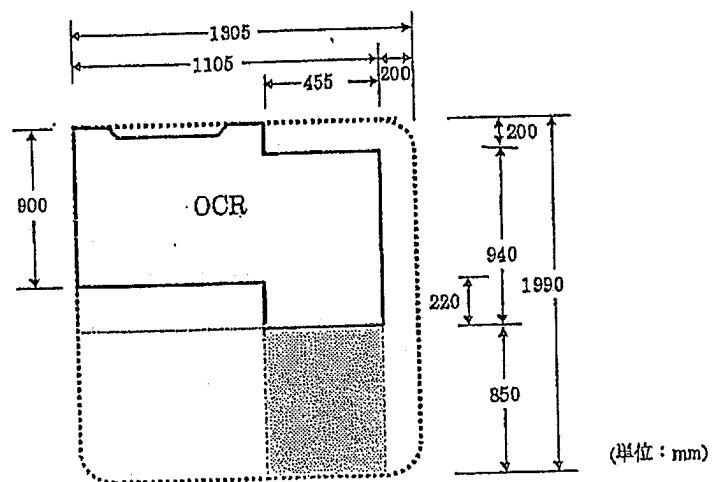
-  : 装置の設置スペース
-  : 装置の保守及び運用スペース

2 OCR

外 観



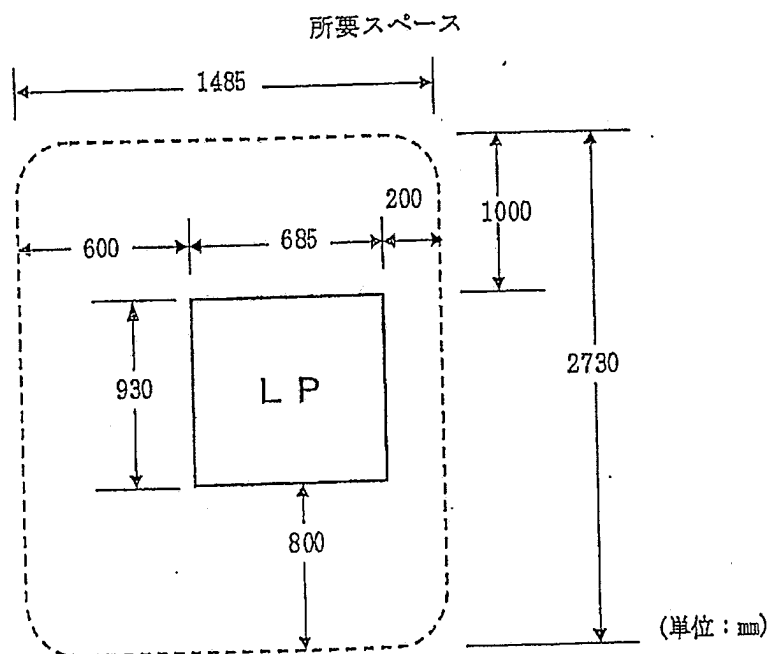
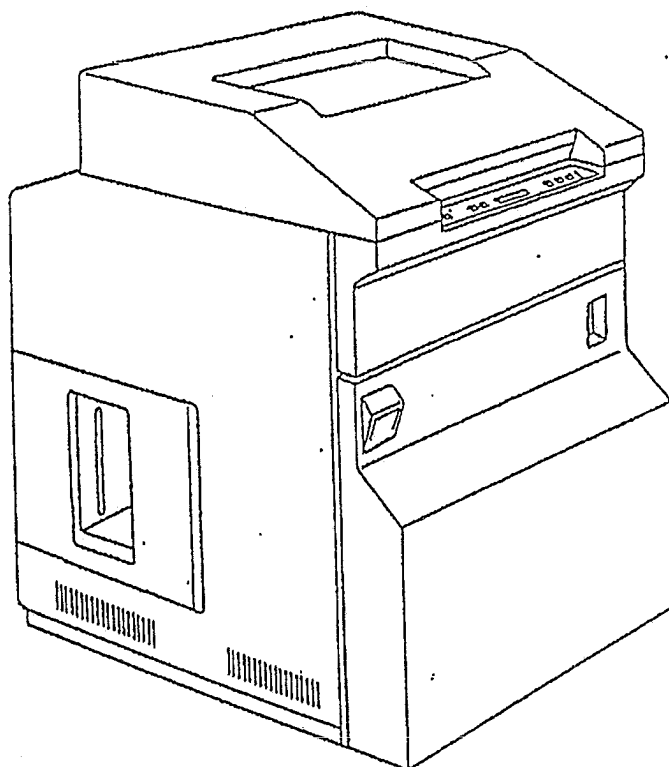
所要スペース



(注1) 高さは、1142mm程度。
(注2) 重量は、914kg程度。

-  : 装置の設置スペース
-  : 装置の保守及び運用スペース
-  : 操作卓の天板を引き出した状態でのスペース
-  : プリンタ部を引き出した状態でのスペース

外 観



(注1) 高さ: 1100mm

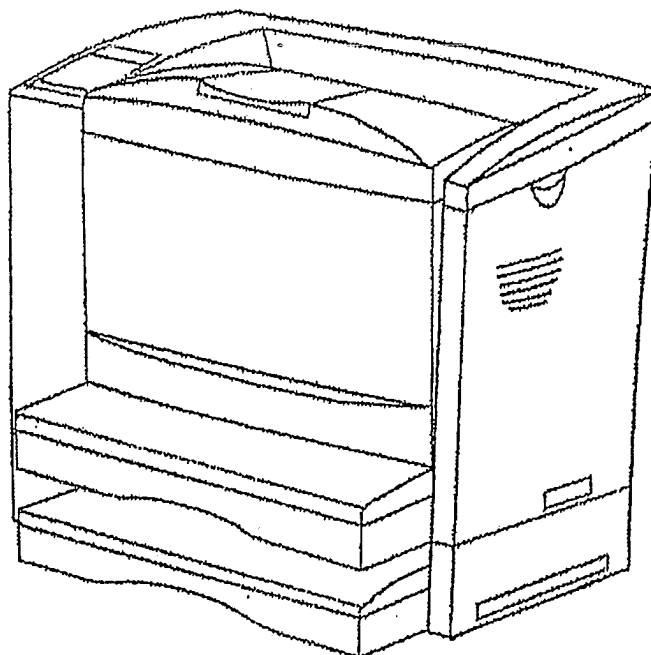
(注2) 重量: 170kg

— : 装置の設置スペース

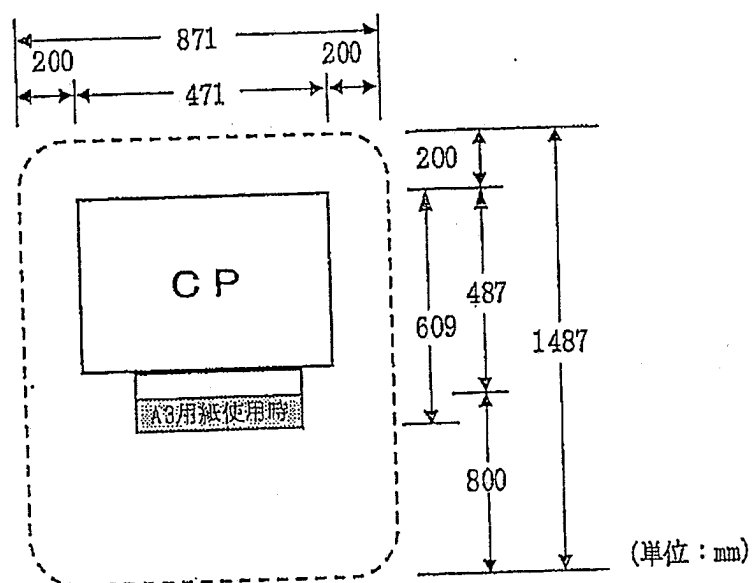
- - - : 装置の保守及び運用スペース

4 CP

外 観



所要スペース



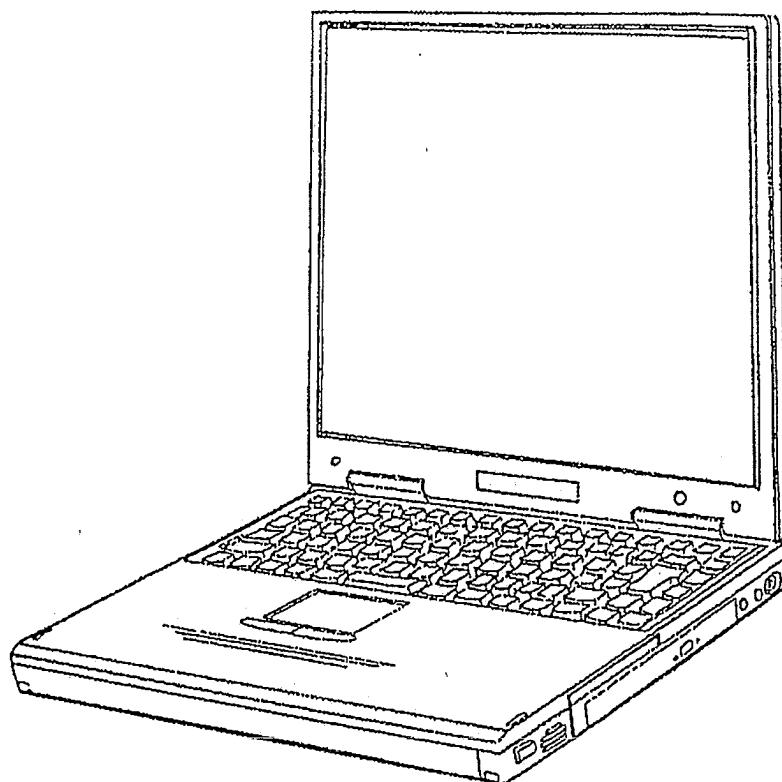
(注1) 高さ: 426mm

(注2) 重量: 25kg

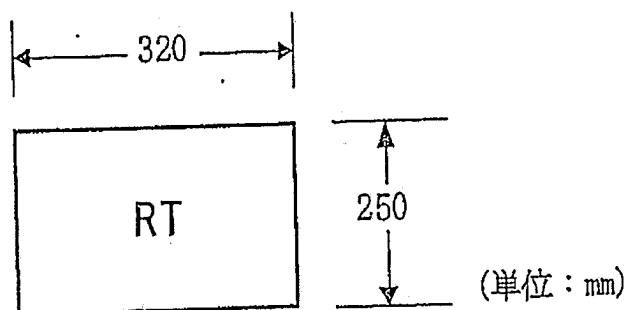
□ : 装置の設置スペース

□ : 装置の保守及び運用スペース

外 観



所要スペース



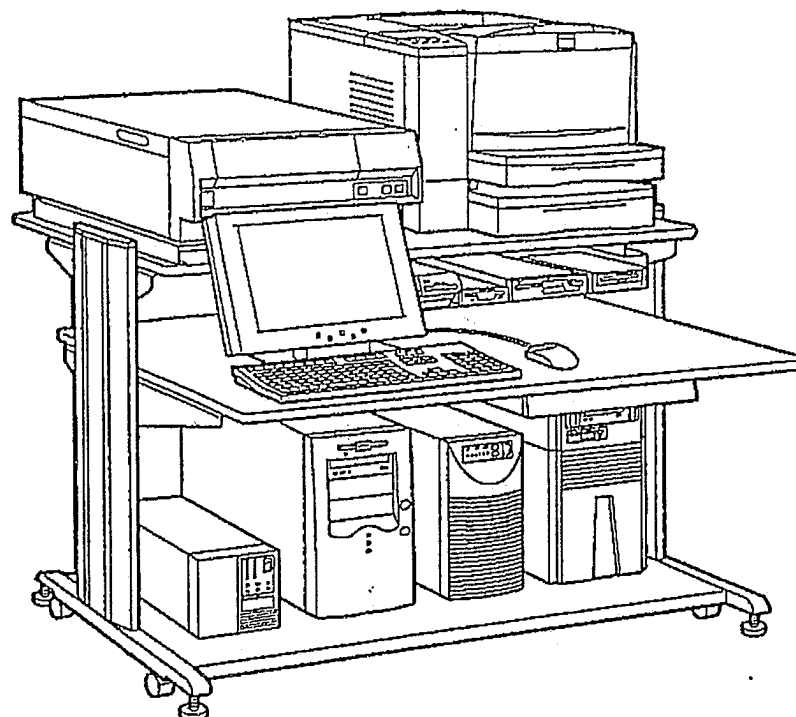
(注1) 高さ: 270mm

(注2) 重量: 4kg

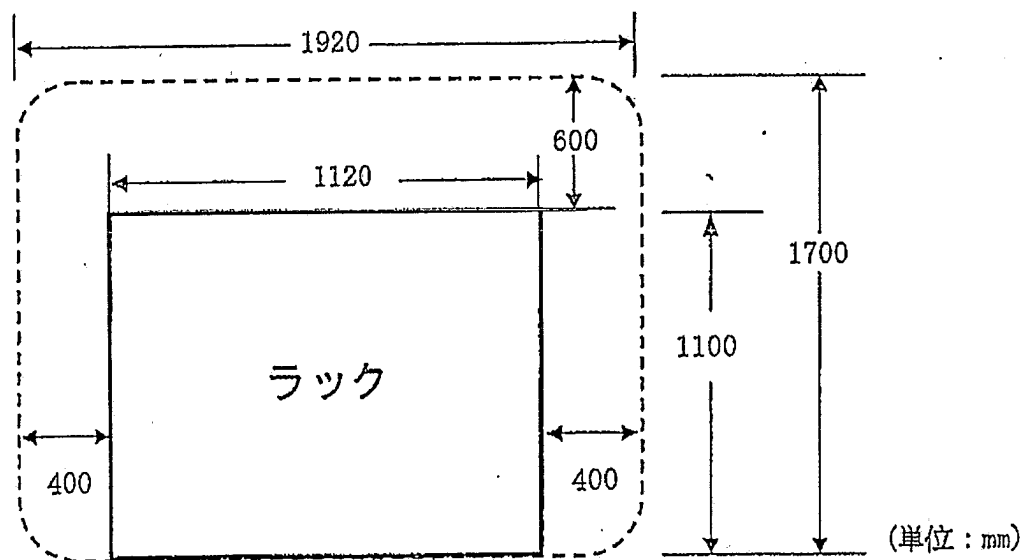
 : 装置の設置スペース

6 診療費電子レセプト処理システム端末装置

外観



所要スペース



(正面)

(注1) 高さは、1370mm程度。

(注2) 重量は、180kg程度。

— : 装置の設置スペース

- - - : 装置の保守及び運用スペース